

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会

認定歯科衛生士制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第3条における認定歯科衛生士の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で合否を判定し、理事会の議を経て行う。
- (1) 歯科衛生士の免許証を有する者。
 - (2) 通算3年以上歯周治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
 - (3) 認定歯科衛生士の申請時において継続して2年以上の学会会員歴を有する者。
 - (4) 年次大会・支部教育研修会への参加が3年間で2回以上である者。
 - (5) 認定歯科衛生士申請時に教育研修単位が30単位以上の本会会員である者（附表1）。
 - (6) 認定歯科衛生士審査に合格した者。
2. 認定歯科衛生士審査については別に審査施行細則を定める。
- 第3条 規則第4条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ認定歯科衛生士認定証の交付を受けることができない。
- 第4条 規則第5条に規定する研修施設とは本会正会員の歯科医師を有する施設とする。
2. 研修施設の認定を申請する本会正会員の歯科医師は、次の各号に定める書類を認定審議委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
 - (2) 本会会員証のコピー
- 第5条 規則第10条に関し、認定歯科衛生士の諸事情による休職等により、学会活動が困難な場合など止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、認定資格保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。復帰後、学会活動が困難だった理由を記した届けを認定審議委員会へ提出し認定審議委員会で認めた場合は、生涯研修取得のみで認定の更新の申請を認める。
2. 未更新による認定歯科衛生士資格喪失者が再び認定歯科衛生士を申請するときは、手数料を添え申請書および症例報告書（中等度以上の歯周炎症例を含み、メンテナンスに入った症例）を提出し、書類審査を受けなければならない。
- 第6条 規則第8条における、認定歯科衛生士更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年で研修会出席は50単位以上とし、本会年次大会に1回以上参加することを必須条件とする。
- 第7条 認定歯科衛生士の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と認定歯科衛生士研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。
2. 認定歯科衛生士更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。

第8条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 1万円
1. 登録料 1万円
1. 更新手数料 1万円

第9条 この細則の変更は、理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成20年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年3月16日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年3月31日より施行する。

更新時に満60歳に達した者は、認定期限が令和7年3月末までの場合に限り、認定歯科衛生士生涯研修記録簿の提出を免除する。

本施行細則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。